

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき、(仮称)紫波火葬場整備事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

平成19年4月11日

紫波町長 藤原 孝

特定事業((仮称)紫波火葬場整備事業)の選定について

1 事業概要

本町の現在の火葬場は、建設から約32年が経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、狭隘な施設で利用者が不便を来しているのが現状である。今後、高齢社会の進行により施設利用の増加も予想され、新しい施設を早急に整備する必要があることから、町では建て替えにより新たな火葬場を整備することとした。

本事業を進めるに当たっては、民間の資金やノウハウを活用することで、サービスの質の向上を図り、かつ、財政支出の削減、財政支出の平準化の確保を目指すものである。

(1) 事業名

(仮称)紫波火葬場整備事業

(2) 対象となる公共施設の種類

火葬場

(3) 公共施設の管理者

紫波町長 藤原 孝

(4) 建設予定地等

建設予定地 岩手県紫波郡紫波町星山字杉田地内 (所有者:紫波町)

敷地面積 27,388㎡

用途地域 無指定

建ぺい率 70%以下

容積率 200%以下

(5) 事業内容

本事業は、P F I法に基づき、新たに火葬場施設等を建設し、維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。

具体的な事業範囲は下記の業務を含むものとする。

敷地の造成工事及びその関連業務

火葬場施設等の基本設計、実施設計及びその関連業務

火葬場施設等の土木建設工事及びその関連業務

火葬場施設の維持管理業務

(6) 事業方式

B T O方式（Build Transfer and Operate：民間事業者が火葬場施設等を建設し、竣工後速やかに町に所有権を移転し、維持管理を行う方式）を事業手法として整備を行う。

2 定量的評価

町財政負担額の定量的評価に当たっては、本事業を町が直接実施する場合と、P F I手法で実施する場合の町財政負担額の比較を行った。

なお、比較の際には、それぞれの場合において提供される公共サービスが同一水準であるものと想定し、民間事業者へ移転されるリスク（リスク調整費）については定量的評価の対象外とした。

比較の前提条件は次のように設定した。これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制限するものではない。

(1) 町が直接実施する場合の前提条件

町負担額の算定対象とする経費は、設計費、造成費、施設建設費、火葬炉設置費、備品設置費、維持管理及び借入金の返済に必要な費用とした。

設計費

設計費は、町が想定した施設を建設するために、基本設計及び実施設計を外部委託する際の費用を算定した。

造成費、施設建設費及び火葬炉設置費

造成費、施設建設費及び火葬炉設置費は、町が請負工事として外部に発注した場合の費用を算定した。

備品設置費

備品設置費は、必要な備品を想定し、その購入費を算定した。

維持管理費

維持管理費は、町が想定した施設の維持管理を実施するに当たり、維持管理に係る委託費用を算定した。

資金調達

資金調達としては、施設整備に必要な資金のうち、75%相当分について起債を借入れ、25%相当分を一般財源からの支出とした。（償還期間10年の元利均等返済とし、金利については現状の金利水準を勘案した。）

(2) PFI手法で実施する場合の前提条件

町負担額の算定対象とする経費は、事業期間中に町が民間事業者に支払う総費用から、維持管理期間中（10年間）に想定される町税収入を差し引いた額とした。

設計費、造成費、施設建設費及び火葬炉設置費

設計費、造成費、施設建設費及び火葬炉設置費は、町が想定した施設を建設するに当たって、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を算定した。

維持管理費

維持管理費は、町が想定した施設の維持管理を行うために必要な費用として、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することによって想定される費用を算定した。

備品設置費

備品設置費は、必要な備品を想定し、その購入費を算定した。

資金調達

資金調達は、施設整備に必要な資金のうち、10%相当分について事業者の出資、90%相当分を民間金融機関からの借入れとした。（償還期間10年の元利均等返済とし、金利については現状金利水準を勘案した。）

(3) その他共通の前提条件

インフレ率を0%、割引率を3%と設定し、事業期間中における町財政負担額を現在価値に換算した。

(4) 評価結果

上記前提条件に基づく町財政負担額について、町が直接実施する場合とPFI手法で実施する場合を現在価値換算後で比較すると、PFI手法で実施する場合の方が約7%少ないという結果が得られた。

3 定性的評価

P F I手法により本事業を実施した場合、町の財政負担額の削減といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 効率的な施設整備及び維持管理の実施

本事業を一事業体に一括発注することにより、規模のメリット、資材手配の効率化、管理経費の節減、施工効率の向上が期待できる。また、ライフサイクルコストの最小化を配慮した施設計画が期待できる。

(2) 火葬サービスの向上

民間事業者の持つノウハウが活用され、高品質で利便性の高い施設が整備されることが期待できる。

(3) 財政支出の平準化による効果

本事業をP F I手法で実施することにより、事業費が事業期間を通じて平準化される。

(4) リスク分担の明確化による効果

本事業の計画段階において、発生されるリスクを想定し、その責任分担を町及び民間事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務が円滑に遂行されるものと期待できる。

4 総合的評価

本事業はP F I手法で実施することにより、事業全体を通じて民間事業者の資金調達力や効率的な事業ノウハウを活用することが可能となる。その結果として、全事業期間（ライフサイクル）における町の財政負担額が現在価値換算後の比較で約7%削減でき、かつ町の負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が期待できる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、P F I法第6条に基づく特定事業として選定する。